

春秋戦国時代の隷属者をめぐって

越智, 重明
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24570>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 12, pp.1-28, 1978-11-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

春秋戦国時代の隷属者をめぐって

越 智 重 明

はしがき

春秋時代の歴史の流れのなかで氏族制社会が次第に崩れて行くが、諸侯は新しい様態としてその全版図の土地と住民とを直接的に支配しようとしてくる。そこには庶人（＝庶民）を対象に（地域を単位にして）軍賦をかけること、それらを軍兵として徴発することが生じてくる。一方、戦争の捕虜、犯罪没官人、社会的経済的没落者といったものも多数生じてくると考えられる。戦国時代に氏族制社会は崩壊するが、右の大勢は戦国時代に引き継がれる。

さて、春秋（主としてその中期以降）戦国時代の役人（徴発されて軍役に雑多な役に服しているもの）、捕虜、犯罪没官人、没落者などについては旧来数多く研究がある。ところで、その研究及び秦漢魏晋南北朝時代のその研究がむつかしい理由の一つに、当時の人々が必ずしも右のような役人、捕虜、犯罪没官人、没落者で官私に入ったものか否か、の区別を念頭におかないで言葉を使用していることがあげられる。例えば、奴婢であるが、様々な用法があり、それらに通ずる基本的性格は男女の「使用人」ということである。そこには庶民の奴婢も存在する。少なくともその言葉が使用され始めてからやや時間がたった時期以降はそうである。その反面、限定的用法（例えば、犯罪没官人を指す用法）といったものもある。また、賤という言葉は、往々ある基準より下のものを指すときに使用される。それだけに、政治的支配者であるかなりの高官が賤といわれることもある。こうしたことは研究を困難にしている。

本稿はさきに述べたような視点から、輿人、臣妾などについて、歴史の流れといったことに留意しつつ若干の考察を行おうとするものであるが、そこにあっても右のような問題が存在する。

一 周礼の土地制度、農民の住居

周礼は王（天子）の一元的支配が貫徹している、という前提をもって記述されている。個々の事象について見た際、氏族制時代のことをふまえたものもあれば、氏族制崩壊後のことをふまえたものもある。また上の観点から理想像を述べたに過ぎないものもある。次節で輿人などに関する考察を行うが、本節はその前提として周礼に見える王の土地制度、国城内における農民の住居などをとりあげる。それはつづまるところ、周礼においては国城外のみならず国城内にもまた農民が住んでともに徭役（軍役を含む）を負担していたとされているのを示すにある。この形態は、事実在即していえば城の規模が大きくなった時期のものであり、管子において斉の桓公の改革時の様態として示されているものと合致する。

なお、周礼の記述にはやや特異性がある。それは全体についての記述を省略し、一部をあげて他を察せしめる形や互文的用法をもつところなどに現われている。こうした記述方法の一端はすでに後漢の鄭玄の注において釈かれている。その検討は清朝の考証学者によって精緻なものとなっているが、孫詒讓の周礼正義（以下、本節で単に正義というのは、周礼正義のことである。）の説に見えるものはそれを代表する。

周礼に見える王の土地制度は、諸説にくい違ふところがあるが、正義の説くところが最も精しくかつ通常正確であるので、主としてそれによって述べる。それはほぼつぎのようになる。国、その外に四郊がある。四郊の外はつぎつぎに甸、稍、県、畺となる。その外に畿外の諸侯の采地がある。これは邦国といわれる。そのうち甸は公邑の地、稍は王の大夫の采地、県は王の卿の采地、畺（一都）は王の公の采地と王の同母弟及び王の庶子の食むところである。こうした稍、県、畺の采地を都鄙という。ただし、正確には、稍、県、畺にも公邑があつたとすべきである。邦国は公侯伯子男の食むところである。

さて、周礼郷大夫に、

郷大夫之職、各掌其郷之政教禁令。

正月之吉、受教法于司徒、退而頒之于其郷吏、使各以教其所治、以攷其德行、察其道芸。

以歳時登其夫家之衆寡、弁其可任者。國中自七尺以及六十、野自六尺以及六十有五、皆征之。其舍者、國中貴者賢者能者服公事者老者疾者。皆舍、以歳時入其舍。

とあり、周礼遂大夫に、

遂大夫各掌其遂之政令。以歳時稽其夫家之衆寡六畜田野、弁其可任者与其施舍者、以教稼穡、以稽功事、掌其政令戒禁、聽其治訟。

令為邑者、歳終則会政致事。

とあり、周礼遂人に、遂大夫のもとにある遂人について、

遂人掌邦之野。以歳時、登其夫家之衆寡及其六畜車輦、弁其老幼廢疾与其施舍者、以頒職作事、以令師田、以起政役。

とある。郷大夫と遂大夫とは、それぞれ六郷と六遂とを治めるものである。さて、郷大夫に見える野については、正義に、

此野対城郭中言之。則郭門以外、近郊遠郊之通称。孟子滕文公篇云、請野九一而助、國中什一使自賦。亦以野対国言之。与此正同。

とある。郷大夫の職分のところに遂大夫の職分に関するところが入るとするのは不自然である。また、恐らく各種の原史料をふまえてでき上ったという事情からであろうが、周礼においては使用される文字の意味は必ずしも統一がない。(都の文字はその一例をなす。)それだけに右の正義の見解はとるべきであると思われる。何れにしても国の城郭内つまり国城内に征(右の場合は役の意味。征には税の意味もある。)の対象となる農民がいた、と理解してよからう。

また、遂大夫の正義に、

(鄭)注云、不言其遂之吏、而言為邑者、容公邑及卿大夫王子弟采邑。政令戒禁、遂大夫亦施焉者、摠郷大夫云、歳終則令六郷之吏、皆会政致事。此官与彼職事同而文異。故鄭意此邑兼含都鄙四井之邑(都鄙の邑に同じ)而言。

公邑謂六遂以外甸稍景置四等公邑。…采邑亦即載師之家邑(大夫の采地)小都(卿の采地)大都(公の采地と王の子弟の食むところ)之吏是也。……

今遂大夫不言遂之吏、変云為邑、則遂中可以兼公邑采邑二者。

とあり、遂人の正義に、

謂甸距王城二百里。於中制六遂。自遂至都(置のこと)、通称野也。(A)

とある。(王城つまり国城を去ること百里までが郊である。)右は遂大夫は野の(甸の)六遂と野の(甸、稍、景、置にある)

春秋戦国時代の隷属者をめぐって

公邑、(稍、県、畷の)都鄙をも兼ね治める、とするものである。(遂人は遂大夫のもとにある)こうした理解は正鵠を射ている。

なお、周礼県師に、

県師掌邦国都鄙稍甸郊里之地域、而弁其夫家人民田莱之数及其六畜車犖之稽。…若将有軍旅・合同・田役之戒、則受法于司馬、以作其衆庶及馬牛車犖、会其車人之卒伍、使皆備旗鼓兵器、以帥而至。…以歳時、徵野之賦貢。

とある。これについては正義に、

掌邦国都鄙稍甸郊里之地域者、此官為掌公邑吏長。四等公邑之地域、互甸稍県畷。外与邦国都鄙、内与郊里甸遂相連比者。其畷界互相出入。故此官連掌其地域。県都(この都はさきに畷としたものに同じ)亦有公邑。経唯言稍甸、文不具也。

とあり、

江永云、六遂以外、通名野。此謂徵公邑之民賦也。公邑之民賦、邑大夫徵之、県師以入大府。其疏材等物、委人斂之。若謂県師親徵民賦、則公邑民賦繁多。豈上士二人中士四人、所能徵哉。…此野之賦貢、即遂師之野職野賦、所掌地異、而法略同。此官主公邑、不主三等采地之賦貢。采地賦貢、亦非遂師旅師所斂。(互詳旅師疏。)(B)

とあるが、県師が甸、稍、都、鄙にある公邑を治める、とする右の理解は従うべきである。なお、郊里とは、四郊にあつて六郷に属しないものをいう(後述)。(A)の野は六遂の民の住居地を含むが、(B)の江永の説では野はそうした六遂を除く甸、稍以遠を意味する。両者は異なっているが、その点はこの際問題にならないであろう。なお、本節では(A)をとる。

つぎに国城内にも農民がいたという点についてであるが、周礼載師に、

以廛里任国中之地。

とある。これについて、鄭註に、

鄭司農云、…廛、市中空地。未有肆、城中空地、未有宅者。…玄謂、廛里、若今云邑里居。廛、民居之区域也。里、居也。

とある。また、載師に、

凡任地国宅無征。

とある。この鄭註に、

征、税也。…鄭司農云、…国宅、城中宅也。無征、無税也。…玄謂、国宅凡官所有官室、吏所治者也。

とある。この載師の正義に、

云国宅、城中宅也者、士師注云、国、城中也。故此国宅、先鄭以為城中宅。即郷大夫及四民居宅之通称。賈疏云、先鄭意廩既為空地、非民宅。則此国宅城中宅、謂民宅也。後鄭不從者、後鄭意以廩里既為民宅。則此国宅非民宅。是以為官府治事処解之。詒讓案、先鄭說雖可通、而所含大広、民宅不得尽無征也。

とある。これを見ると、先鄭（鄭司農）、後鄭（鄭玄）、孫詒讓ともに、指すところに違いがあるにしても国城内に民宅があったのを認めていることになる。

また、載師に、

以廩里、任国中之地。…以公邑之田、任甸地、以家邑之田、任稍地、以小都之田、任甸地、任廩地、大都之田、任置地。

とあるが、その正義に、

鄭大夫（先鄭のこと）注云、国中、城郭中也。都城亦謂城郭中。後鄭意、此廩里、与遂人夫一廩、地異而義同。凡卿大夫及四民所居宅、大総言之、通謂之廩里。此廩里在国城中、雖当以百官及士工商等居宅為多、然近郊負郭之農、亦容有居城郭中者。管子大匡所謂耕者近者、亦与仕者及工賈同居城郭中。即其証也。遂人之廩、在野与田同授。則当為農人所居宅。然各在其城邑中、則一也。其郷遂以外、凡都邑所在、皆有官吏及四民之宅。亦同謂之廩里。

經惟云以廩里任国中之地者、主其多者言之。猶之公邑有四等、惟甸最多、經遂繫公邑於甸地矣。

又案、国中廩里、蓋亦計戸而授之。其数無文。以遂人注六遂之廩約之、或亦当如孟子五畝宅之制与。

とある。この「案」は「詒讓案」の意味である。ところで、周礼小司徒に、

小司徒之職、掌建邦之教法、以稽国中及四郊都鄙之夫家九比之数、以弁其貴賤老幼廢疾。凡征役之施舍与其祭祀飲食喪紀之禁令。

乃頒比法於六郷大夫、使各登其郷之衆寡六畜車輦、弁其物、以歲時入其数、以施政教、行徵令。

とある。この国土の支配に関して、正義に、

春秋戦国時代の隸属者をめぐって

案、四郊者、謂遠郊百里以内、関六郷也。：不言六遂及公邑者、以内拳國中四郊、外拳都鄙采地、則六遂公邑、已包於其中。故文不具也。

とある。また、

凡経言國中、並謂王城之中。六郷之民、分属四郊、不居國中。而四郊别有郊里。亦不尽為郷州。賈疏謂國中有四郊、皆是六郷之民所居。非也。

とある。

右に見たところから孫詒讓が国城内にも農民がいたが、それは六郷の外の農民である、としていたのがわかるが、この理解も亦とるべきであろう。

小司徒には、また、

及三年大比。大比則受邦国之比要。

及会万民之卒伍而用之。五人為伍、五伍為兩、四兩為卒、五卒為旅、五旅為師、五師為軍。以起軍旅、以作田役、以比追

胥、以令貢賦。

凡起徒役、毋過家一人。以其余為羨。唯田与追胥竭作。

とあるが、かくて、小司徒が（郷大夫、遂大夫などの支配を通じて、）國中、六郷、郊里、六遂、公邑（、都鄙邦国）の「壮丁」を軍隊、田獵、盜賊追捕その他の役のために動かしえたことになる。こうした理解は周礼の記事の解釈としてはほぼ正確といえよう。

王が全版図について右のような徴発をすること、及び農民が国城内にも住むということは、氏族制崩壊後諸侯が全版図の「壮丁」を軍事、雑用のために直接的に徴発するに至ったこと及び農民も亦国城内に住むようになったことを投影しているとすべきである。^{編1}

二 輿人、輿師

かつて氏族制時代、諸侯やそのもとにある支配者層（卿大夫）は戦時にはその族人を率い、補助として臣妾（など）をひき

つれてはいたが、氏族制が次第に崩れると、諸侯は全版図から軍費を徴収するようになり、ついで全版図の壮丁男子全体を軍役などの対象とするようになってくる。周礼の示すのはこの最後の形である。

本節は右の変化の一端を輿人、輿師、輿臣などという表現に即して考える。

まず輿人が「雑役」、輜重などに任じたことについてであるが、左氏伝僖公二十八年（西紀前六三二年）以下、西紀前を前という）の伝に、晋が曹を攻めたときのこととして、

晋侯圍曹、門焉。多死。曹人尸諸城上。晋侯患之。聽輿人之誦、稱舍於墓。師遷焉。曹人兇兇懼。為其所得者、棺而出之。

とある。会箋に、「輿人、役卒也。不与戦争。」とあるが、これは役に徴発された輿人が葬儀に関する「雑役」に従事していたのを察せしめるところであろう。ちなみに、周礼遂人に、

大喪、帥六遂之役而致之。

とある。これは遂人が大喪のとき六遂の人々を司徒のものにやり墓上のことやあなほりに従わせた（鄭註）のをいつている。また、左氏伝昭公四年（前五三八年）の伝に、

（申豐対曰、…）其藏水也、深山窮谷、固陰沍寒。於是乎取之。其出之也、朝之祿位、賓食喪祭、於是乎用之。…其出入

也時。食肉之祿、水皆与焉。大夫命婦喪浴用水。祭寒而藏之、献羔而啓之。公始用之、火出畢賦。自命夫命婦、至於老疾、無不受水。山人取之、隰人伝之、輿人納之、隸人藏之。

とある。ここでは輿人が、山人がとり隰人が（つぎつぎに）伝えてきた水を受けとる役目をもつものとして出ている。この輿人は水を国城中に入れるのであろう。こうしたことも「雑役」の一つとして理解される。

また、左氏伝僖公二十八年（前六三二年）の伝に、晋と楚とが戦ったときのこととして、晋軍が偽って退却のまねをしたことを、

孤毛設二旆而退之。欒枝使輿曳柴而偽遁。

と記している。孤毛は上軍の将軍、欒枝は下軍の将軍である。欒枝は柴を曳いて塵を起し、詐って逃げるまねをしたのである。会箋はこの輿について、

輿、厮役也。其長曰輿尉。掌輜重及薪水之事。

としているが、何れにしてもその輿は「雑役」的な軍兵であろう。なお、淮南子（註）兵略訓に、
収蔵於後、遷舎不離、無淫輿無遺輜、此輿之官也。

とある。この輿の官は輜重を率いる官である。あるいは右の輿尉はこれと相通ずる官であろうか。また、左氏伝襄公十八年（五五五年）の伝に、晋と斉とが戦ったときのこととして、

晋人使司馬斥山沢之險、雖所不至、必旆而疏陳之、使乘車者左夷右偽、以旆先。輿曳柴而從之。
とある。この輿も亦「雑役」的な軍兵ということができよう。

さて、左氏伝襄公三十年（前五四三年）の伝に、鄭の子産の改革について、

子産使都鄙有章、上下有服、田有封洫、廬井有伍。（下略）

とある。これについて、

從政一年、輿人誦之。曰、取我衣冠而楮之、取我田疇而伍之。敦殺子産。吾其与之。及三年、又誦之。曰、我有子弟。子産誨之。我有田疇。子産殖之。子産而死、誰其嗣之。

とある。ここに都鄙の改革が見えるが、杜注はそれを「国都及辺鄙」としている。つぎに引くように、やがて子産は丘賦をつくり国人にせしめられているが、その丘賦は右の改革を地域的に補完するものではなく、むしろ右の改革をふまえたものといえる。それだけに、右の改革は地域的かというと、杜注のいうように国都と辺鄙、つまり（鄭国の強族の田土をも含む）全国の国土を対象としたもので、地方だけを対象としたものではなかったとされよう。また、そのように理解すると、身分関係について、「上下有服」（杜注「公卿大夫、服不相踰。」）とあるのや、（下略）の部分にあたるように続いて「大人」（杜注「謂卿大夫」）之忠儉者、從而与之、泰侈者、因而斃之。」とあるのとよく相応することになる。このように見ると、輿人は本来全国士の農民であるということになる。なお、左氏伝僖公二十八年（前六三二年）の伝に、城濮の戦のときのこととして、
楚師背鄒而舎。晋侯患之。聽輿人之誦。曰、原田每每。舎其田、而新是謀。公疑焉。子犯曰、戰也。（下略）
とある。杜注に、

高平曰原。喻晋軍美盛、若原田之草、每每然、可以謀立新功、不足念旧患也。

とあるが、会箋は「之を失せり。」とし、

周四月夏仲春、東作之時也。故歌曰、原田生草、時正不可失。宜揆旧根而新播種也。

としている。誦の本旨は杜注のようなものであるが、そこには会箋にいうようなこともふまえられているのであろう。要するに右の誦は輿人が本来農民であることを裏から示しているとされよう。また、左氏伝襄公三十年（前五四三年）の伝に、

晋悼夫人、食輿人之城杞者。緯隰人或年長矣。無子而往、与於食。有与疑年。使之年。曰、：趙孟聞其隰大夫、則其屬也。召之而謝過焉。曰、武不才。任君之大事、以晋国之多虞、不能由吾子。使吾子辱在泥塗、久矣。武之罪也。敢謝不才。遂任之、使助為政。辞以老。与之田、使為君復陶（衣服を主るもの）、以為緯隰師、而廢其輿尉。

とある。これは直接的には晋の臣趙孟（趙武）の属大夫のもとにあるもの、つまりその属邑から徵発されて輿人となったものに関する記事である。これから輿人が大夫などの属邑からも徵発されて国のために働くようになったのがわかる。

ところで、左氏伝昭公四年（前五三八年）の伝には、

鄭子産作丘賦。国人謗之。曰、其父死於路。己為蠹尾、以令於国。国將若之。子寛以告子産。子産曰、何害。苟利社稷、死生以之。且吾聞、為善者不改其度。故能有濟也。民不可逞。度不可改。詩曰、礼義不愆、何恤於人言。吾不遷矣。渾罕曰、国氏其先亡乎。君子作法於涼、其敝猶貪。作法於貪、敝將若之何。

とある。渾罕は子寛のことであり、国氏は子産の家である。その丘賦について、杜注に、
丘、十六井。当出馬一匹牛三頭。今子産別賦其田、如魯之田賦。田賦在哀十一年。

とある。その丘への軍賦が右の通りであったかどうかは定かではないが、魯の田賦のように新たに田の広さ（この際は丘）を単位として軍賦を出させたことは間違いないところであろう。なお、会箋に、

賦、謂兵賦也。周礼九夫為井、四井為邑、四邑為丘、四丘為甸。作丘賦者、蓋不用以甸計之法、而以丘計也。時四方多事、国用又多端。故徧賦丘邑、交番徵發之。無事則征之。亦勢不得已而行之也。意、子産為是、抑又有故。古以家出賦、有上中下三等之別。設丘邑之内、上家多則所出偏優。下家多制所出偏困。惟以甸計之、合五百二十家計之。則国内所出亦略均矣。鄭国強族既多、各護其邑。容有上家反出少、下家反出多者。其不均則益甚矣。惟限以丘計、則檢察易精、而下家不至重困。故子産以為利社稷。若徒增賦而已、是害民病国。何謂利社稷乎。

とある。かつて家対象に軍賦を出させていたという点は、周礼の記述に引きづられた理解であつて首肯できないが、新税としての軍賦が国の強族に不利をもたらすことは間違いない。それだけに、その新税法を強族を中心とする国人がそしつたのであろう。

このように見てくると、輿人は、(一)「雑役」に徵發され、軍事に際しては輜重などのことに任じている。(二)国と地方(郷大夫の邑を含む)の両者から徵發される。(三)本来農民で近親者が郷里にいて農業に従事している、といったことが察せられる。

ここで輿帥について考えてみよう。左氏伝宣公十二年(前五九七年)の伝に、

夏六月、晋師救鄭。荀林父將中軍。先穀佐之。士会將上軍。卻克佐之。趙朔將下軍。欒書佐之。趙括・趙嬰齊為中軍大夫。鞏朔・韓穿為上軍大夫。荀首・趙同為下軍大夫。韓厥爲司馬。

とある。この戦いでは、彘子(先穀のこと)がその部下をひきいて渡河したが、そのときのこととして、

韓獻子(韓厥のこと)謂桓子(荀林父のこと)曰、彘子以偏師陷。子罪大矣。子為元師。師不用命、誰之罪也。失属亡師、為罪已重。不如進也。事之不捷、惡有所分。与其專罪、六人同之。不猶愈乎。師遂濟。

とある。この六人は中軍、上軍、下軍の將とそその大夫との合計である。この際中軍の將が総指揮官的地位にあつたのがわかるが、司馬はせいぜい軍目付か監軍的地位に過ぎないであろう。

さて、左氏伝成公二年(前五八九年)の伝に、

卻克將中軍。士燮佐上軍。欒書佐下軍。韓厥為司馬。以救魯衛。

とある。(上軍の將である荀庚は出征していない。)この戦いのいったんの結末として、

秋七月、晋師及齊王佐、盟于爰婁。使齊人歸我汶陽之田。公會晋師于上鄆。賜三帥先路三命之服。司馬司空輿帥候正、亞旅、皆受一命之服。

とある。この三帥は卻克、士燮、欒書の三人である。ここでは三人にくらべ司馬、司空、輿帥、候正、亞旅の地位が低い。また、晋師が帰つてからのちのこととして、

卻伯(卻克のこと)見。公曰、子之力也。夫。对曰、君之訓也。二三子之力也。臣何力之有焉。范叔(士燮のこと)見。勞之如卻伯。对曰、庚(上軍に將たる荀庚のこと。ただし、不出。)所命也。克之制也。燮何力之有焉。欒伯見(欒書の

こと。公亦如之。対曰、變之詔也。土用命也。書何力之有焉。

とある。これも亦中軍に將たるものが総指揮官的地位にあつたのを察せしめるところがある。ここでも三人にくらべ司馬、司空、輿帥、候正、亜旅の地位は低い。なお、右の杜注に、

晋司馬司空、皆大夫。輿帥主兵車。候正主斥候。亜旅亦大夫也。皆魯侯賜之也。

とあり、その会箋に、

司馬司空、軍司馬軍司空也。司馬主甲兵、司空主營壘。輿帥者、高誘曰、輿、衆也。(中略)此輿帥之輿亦恐非車也。候正、軍候、主候望者。輿尉候奄見襄十九年。亜旅、衆大夫也。無專職。掌散共軍事。文十五年可參。

とある。(あとで述べるように、当時晋の出陣者全体の統率者の一般的称呼として輿帥がある。この輿帥は右の輿帥とは異なるものである。)

以上をあわせて考えると、右の司馬、司空、輿帥、候正、亜旅は、軍隊の直接的指揮官というよりも、むしろそれぞれの職分をもつもの(甲兵、營壘その他を掌るもの)として「司令部」の重要構成員となり、全体的立場からそれを総括している、として大過ないのではなからうか。ここでは輿帥は輜重などを掌るものであつたかも知れない。

なお、このように考えてくると、中軍などに將たるものと司馬、輿帥などとの関係はたといえはかつての日本の師団における師団長、旅団長と、師団司令部における參謀長以下の各參謀(作戰、兵站、情報などを分掌)との関係に若干似たところがあるといえよう。ところで、周礼司馬に、

政官之屬、大司馬卿一人。小司馬中大夫二人。軍司馬下大夫四人。輿司馬上士八人。行司馬中士十有六人。旅下士三十有二人。府六人。史十有六人。胥三十有二人。徒三百二十人。

凡制軍、万有二千五百人為軍。王六軍。大國三軍。次國二軍。小國一軍。軍將皆命卿。(下略)

とある。ここでは軍事統帥上の官府と軍隊編成上の軍將とが分けて記されている。前者の軍司馬以下旅までは中央の大司馬の府にあるものである。さきの二系統は、こうした二系列に若干似たところのあるもの、ただし、出陣した軍將のもとに軍司馬以下が附従しているものとされよう。

ちなみに、左氏伝僖公十年(前六五〇年)の伝に、

春秋戦国時代の隸屬者をめぐって

春秋戦国時代の隷屬者をめぐって

(前略) 冬、秦伯使冷至報問。且召三子。卻芮曰、弊重而言甘。誘也。遂殺丕鄭・祁拳及七輿大夫。左行共華・右行賈華・叔堅・騅猷・鬻虎・特宮・山祁。皆里平之党也。

とある。ここに七輿大夫として七名の名があげられているのから見て、晋に輿大夫がいたのがわかる。この杜注に、「侯伯七命。副車七乗也。」とあり、「七子、七輿大夫也。」とある。疏には、「正義曰」として、「周礼大行人云、侯伯七命。貳車七乘。貳即副也。每車一大夫主之。謂之七輿大夫。」としている。周礼大行人に見える諸侯のうちの侯伯の貳車は侯伯が朝礼を行うときのものであるが、その副車が七乗ある。右の左氏伝の正義ではその各車ごとに輿大夫一名が乗るとしているわけである。右の七輿大夫はあるいは儀式のとき晋侯の副車七乗に乗った大夫のことかも知れない。何れにしてもそれは一種の身分を示すものである。しかし、史料が不足しているのでそれから輿大夫がどのような性格の軍将であるのか、あるいはそもそも軍将でないのではないか、といったことを論ずるのは無理であろう。

論を進めよう。左氏伝成公二年(前五八九年)の伝に、齊と晋・魯・衛とが戦ったときのこととして、

齊侯使請戰曰、子以君師、辱於敝邑。不腆敝賦、詰朝請見。対曰、晋与魯衛、兄弟也。来告曰、大国(齊をいう)朝夕穢憾於敝邑(魯衛の自称)。寡君(晋の君)不忍、使群臣請於大国、無令輿師淹於君地。能進不能退。君無所辱命。

とある。右の杜注に、「輿、衆也。淹、久也。」とあり、会箋に、「言欲速戰也。」とある。この輿師は決して「雑役」的なもの、輜重兵の類(だけ)を率いるものではなく、少なくとも晋の正規兵(蓋し甲兵を主とする)を基幹とする晋の軍兵全体のうち出陣しているもの全部の統率者ということになろう。それは同時に当時の国家の正規兵全体が輿ともいわれたことを察せしめる。また同年の伝に、晋の韓厥が齊侯に、

寡君使群臣為魯衛請曰、無令輿師陷入君地。

といっている。この輿師は右と同一のものである。このような輿師の出現は、国民の「雑役」徵發をふまえた輿人の用法をあわせ考えた際、晋がその当時すでに国民皆兵の立場をとっていた可能性のあるのを察せしめる。

なお、左氏伝昭公十二年(前五三〇年)に、

周原伯絞虐。其輿臣使曹逃。冬十月壬申朔、原輿人逐絞、而立公子跪尋。

とある。その杜注に、「原伯絞、周大夫原公也。輿、衆也。曹、群也。」、「跪尋、絞弟。」とあり、会箋に、「原群臣相謀、使其

曹逃散。因以為絞罪、而逐之也。曹亦興臣也。下興人（右に「原興人」とあるもの）亦興臣。」とあるが、何れも妥当な見解とされよう。絞は周の伯であり、かつその弟が公子とされているから、一般的にいえば諸侯の一人で原を国城とするもの、ということにならう。右にあつては国の臣下が興臣、興人とされている。こうした興の用法は軍兵の統率者について、正規軍基幹の統率者を興師というのと、基底において相通ずるところをもつものである。それらは要するに、興の新用法として、何らかの意味で国家の基幹となるヒト（人）について興という文字が使用されるようになったことを自ら物語っているとされよう。ちなみに、公羊伝宣公十二年（前五九七年）の伝に、楚の莊王が鄭伯を討つてこれに勝ち、鄭伯が降伏したが、そのときの処置に關し、

莊王親自手旌、左右擐軍退舍七里。將軍子重諫曰、南郢（楚の都）之与鄭、相去数千里。諸大夫死者数人。厮役扈養死者数百人。今君勝鄭而無有。無乃失民臣之力乎。

とある。この厮役扈養は大夫より外の戦死者を総括していつているものである。扈養は（馬丁、料理人のような）従者、厮役は文字に即していうとめしつかいのことであるが、後者は具体的には軍兵のこととなる。かつて氏族制時代、諸侯が率いた軍隊をこのような「賤称」であり、また徭役に出ているものを意味する言葉でよぶことはありえない。これは必ずや全国の「壯丁」を軍役に徵発したことをふまえた用法であろう。ただし、こうした用法がすでに宣公の十二年に存在したことは疑問である。公羊伝には孟子などの理解が出ている（宣公十五年の伝）のに窺われるように、後代のものを前代のものに投影することがある。結論的にいえば右は後代の様態がそこに投影されている、ということになるのであろう。

なお、一般的にいうと「雜役」徵発は、軍役徵発よりも古くからあったのであろう。

三 齊の桓公の軍兵（附記）

春秋時代から戦国時代にかけての諸国の軍事改革は、巨視的にとりあげるとほぼ同じ形をとったと考えられる。いまそれを簡単に見てみよう。

晋では恵公六年（前六四五年）に州兵をつくっている。この兵は兵器を意味する。これは上大夫卿や大夫の所領をも含めて、州という広さを単位として、それに兵器（や軍需品）を出させるようにしたことと考えられる。そこではいまだ一般庶

民（としての農民）を軍兵として徴発し、それを国の軍隊の基幹とすることになったことは生じていない。のちに引く魯の宣公十二年（前五九七年）の伝を見ても、当時晋の国の軍隊の基幹が一般庶民（としての農民）でもあったとは考えられない。しかし、すでに見たように、魯の成公二年¹¹晋の景公十年（前五八九年）にはそれが国軍の基幹となっていたのが察せられるのである。

また、楚の場合、左氏伝宣公十二年（前五九七年）の伝に、晋の隋武子（子会）が楚について、

昔歲入陳、今茲入鄭。民不罷勞。君無怨讟^{ウカス}。政有經矣。荆尸（楚の陳法）而拳。商農工賈、不敗其業。而卒乘輯睦。事不奸^{ウカス}矣。…蒞敖為宰、擇楚国之令典。百官象物而動、軍政不戒而備。（下略）

といっている。杜注に「歩日卒。車日乘。」とあるが、卒乗は正規軍全体を指している。右の会箋のなかに、「征伐之事、四者（商農工賈）皆不与。故曰、不敗其業。」とあり、「商農工賈、各安其事。而卒乘之事、不奸四者也。拠此可見、当時兵与農実分。故雖展歲出兵、無妨於農。否則入陳入鄭、動經数月。何能使農不敗其業。」とあるが、これは当時楚が氏族制をふまえた旧来の軍事体制をもつのを物語っていると同時に、晋の軍制も亦基本的には楚と同質なるべきを察せしめる。ところで、左氏伝襄公二十五年（前五四八年）の伝には、楚で蒞掩が司馬として、全国の土地を調査し、土地改良を行い、全国から車馬、兵器を調達することとしたのを示している。一般論的かというと、これは自ら一般庶民（としての農民）を対象とした徴兵に進む方向をもつ。なお、左氏伝成公二年（前五八九年）の伝に、

（前略）楚令尹子重為陽橋之役、以救齊。將起師。子重曰、…且先君莊王厲（遺戒のこと）曰、無德以及遠方、莫如惠恤其民、而善用之。乃大戸、已責、逮餼寡（寡は衍）救乏、赦罪悉師、王卒尽行。

とある。「已責」以下、「救乏」までは、民への恵恤として見るべきである。つまり、「大戸」以下は、大いに民の戸口の実情を調べ、民の官物の欠負、租税の滞納などでいまだ弁済してないものをゆるし、施を老嫗に及ぼし、貧窮のものを救い、それとともに輕囚をゆるして軍事に使い（「箋曰、赦輕囚、以役之軍事也。」）、楚王の戎車を尽して行くことにした、といった意味であろう。さきに見たところをあわせ考えると、当時この王卒はいまだ一般庶民（としての農民）を徴発したものを基幹とする、とはいいい難いであろう。

また、魯の場合、左氏伝宣公十五年（前五九四年）の伝を見ると、魯では旧来の税法、つまり、公田を民に耕作させてその

收穫をすべてとり、一方民の耕作する「私田」の收穫をすべて自ら収めさせるという税法を改め、「私田」にも課税するようにした。これは全国の民衆に晋の君の威令が直接的に及ぶべきを察せしめる。ここでは将来一般庶民（としての農民）が軍役を負擔させられることが予測される。のち、国語魯語下によると、哀公十一年（前四八四年）には、もはや里単位に（必要に応じて）兵器などを徴収し、一般民衆（として農民）もまた（年齢によって）役（軍役を含む）を負擔させられたことが理解される。

ところで、国語齊語に、齊の桓公が管仲に参国伍鄙の改革を行わたときのこととして、桓公が国を制して、五家を軌、十軌を里、四里を連、十連を郷とし、鄙を制して、三十家を邑、十邑を卒、十卒を郷、三郷を県、十県を属となしたことを記している。前者の国城内には士、商、工だけが住む。それだけに、後者の国城外には農民が住むとされよう。なお、管子小匡では同じ参国伍鄙の改革を述べているが、そこでは国に農民が入っており、かつそれらも亦軍役の対象とされている。こうした齊の桓公（在位前六八五―六四三年）の改革は恐らく時期的にあまりにも早すぎる。すでに見たように晋では、西紀前五九七年、楚では西紀前五四八年、魯では西紀前五九四年に、何れもいまだ一般庶民（としての農民）が国の軍隊の基幹となっていないのであるが、こうしたことを考えると、齊の桓公のときの右のような改革は恐らく後世の諸国の改革を投影したものであり、そのうち少なくとも住居については国語の方がより古い時期のもの、管子の方がよりのちの時期のものを投影しているといえるであろう。

四 臣妾から奴婢へ

西周時代すでに臣妾は存在していたが、その職分いかんといったことはよくわからない。しかし、春秋時代になると何らかの形で軍事に関係するものが現われてくる。いまそれを見てみよう。書経費誓に、

魯侯伯禽、宅曲阜。徐夷並興、東郊不闕。作費誓。

とあり、続いて、

費誓、公曰、嗟、人無譁、聽命。徂茲淮夷徐戎並興。善敎乃甲冑、敵乃干、無敢不弔。備乃弓矢、鍛乃戈矛、礪乃鋒刃、無敢不善。……………馬牛其風、臣妾逋逃、勿敢越逐。祇復之。我商賚爾。乃越逐不復、汝則有常刑。無敢寇攘。

踰垣牆、牛馬、誘臣妾、汝則有常刑。甲戌、我惟征徐戎。峙乃糗糧、無敢不逮。汝則有大刑。とあり、さらに続いて、

魯人三郊三遂、峙乃楨榦（楨榦は土塁を築くのに用いる木材）。甲戌我惟築。無敢不供。汝則有無余刑。非殺。魯人三郊三遂、峙乃芻茭。無敢不多、汝則有大刑。

とある。これは本来魯の僖公（在任前六五九―三三年）が徐夷、淮夷を討つたことに關するものである。費誓の内容の前者と後者とを対比して考えると、前者は国城内にある支配者層に対していったもの、後者は魯の国城外にある人（農民）に対していったもの、ということになる。もつとも後者については、当時いまだ兵器や軍需品を出させることが一般化していなかったと考えられるだけに、より後代の様態を投影してそれが記述されているとも、特殊な事態だけにこうしたことが生じ、それが後代の兵器、軍需品調達に連なって行くとも考えられる。何れにしても、右は春秋の魯の僖公のとき支配者層のもつ臣妾が何らかの意味で軍事にかかわっていた一証となる。また、左氏伝襄公十年（前五六三年）の伝に、反乱が起り、その盜を討とうとしたときのこととして、

（子西）乃婦授甲。臣妾多逃、器用多喪。子産聞盜、為門者、庀群司、閉府庫、慎閉藏、完守備、成列而後出。兵車十七乘。（下略）

とある。ここに見える臣妾は軍兵の性格をもっている。少なくとも軍事にかかわりをもっている、とされよう。もつとも臣妾が軍兵の性格をもつにしても、国の支配者層はもともとその同族を主とする軍兵をもっていただけに、その軍兵の性格はいわば補助的な戦闘員ということになる。

こうした臣妾の来源であるが、左氏伝宣公十二年（前五九七年）の伝に、

鄭伯肉袒、牽羊以逆。曰、孤実不天。不能事天。使君懷怒、以及敝邑。孤之罪也。敢不唯命是聽。其俘諸江南、以実海濱、亦唯命。其翦以賜諸侯、使臣妾之、亦唯命。

とあり、続いて、

若惠顧前好、徼福於厲・宣・桓・武（周の厲王・宣王は鄭の出自の王。鄭の桓公・武公は始封の賢君。）、使改事君、夷於九鼎、君之惠也。孤之願也。非所敢望也。敢布腹心。君実凶之。

とある。これは臣妾の来源に捕虜（投降者を含む）があつたのを自ら物語っている。また、それは臣妾が賜与の客体たるべきを裏から物語っているとされよう。右のような形で生じた臣妾とくに臣にはもともと軍事にかかわりのある人々（支配者の人物）がいる。それらは、（現実には補助的な戦闘員の役割しかもっていなかったにしても）本来文字通りの軍兵の性格をもっていたことであろう。そうした臣の性格が妾をもおとつて、臣妾が軍事にかかわるものとされたことも想定されよう。（臣妾と軍事との関連については、あとでふれる。）なお、戦国時代のことであるが、壮年の女子が軍兵とされたことがある。⁴何らかの形で軍事に関係する臣妾の来源が、敗戦による亡国一族の分散という形で捕虜化だけから生じたのかどうかはわからないが、少なくともそれが大きい来源であつたことに間違いはなからう。

臣妾には質によつて生ずるものもある。それは軍事に関係するもの（少なくともその可能性をもつもの）として現われてくる。いまそれを見てみよう。

左氏伝に見える質には、公室の諸公子群（とくに太子）とか、公室から分出した大夫の子弟というような、各国の支配氏族の中核的地位を占める人物があつた。さて、晋の太子圉は秦の質となつてゐる。それは韓原の戦で大敗し秦に捕えられた晋侯の身代りとして秦から指名されたためである。ところで、秦の質となり、逃れて帰国しようとした圉に向つて、秦で娶つた妻が、「子晋太子。而辱於秦。子之欲帰。不亦宜乎。（下略）」といつてゐる。（左氏伝僖公二十二年の伝）。それは蘇代が燕王に送つた書に、「夫列万乘、而寄質於齊、名卑而權輕。」とある考え方（史記蘇秦列伝）に類似しており、春秋時代の本来の質の通念とは距りがある。公子級の人物が他国に行くことは、戦国時代に入つても続いており、伝統的に質とよばれていたが、その待遇は春秋時代に較べると、極めて劣悪となつてゐた。太子が質となるのは恥だという意識は、そうした変化過程に現われたものである。つまり、これは春秋中期ごろまでの質の機能が、政治・社会の全面的な変動とともに以後衰弱して行く過程に現われたものである。さて、左氏伝僖公十七年（前六四三年）の伝に、

夏、晋太子圉爲質於秦。秦歸河東而妻之。惠公之在梁也、梁伯妻之。梁嬴孕過期。卜招父与其子ト之。其子曰、將生一男一女。招曰、然。男爲人臣。女爲人妾。故名男曰圉、女曰妾。及子圉西質秦、妾爲宦女焉。

とある。この圉（養馬）、妾については、会箋に、

周后稷名棄。宋公夫人亦名棄。以其初生棄之外、命之名、以厭不祥也。今圉与妾之名、其意亦如此。

とあるが、そこに見えるように不祥を厭する、という観点から理解すべきであろう。その圉は人の臣たるものの職分（の一つ）とすべきである。それだけにその妾については、人の妾として何らかの職分をもっていたとすべきことになろう。あとで見る越王勾踐の事蹟から見てその妾が圉（養馬）の補助者たるべき可能性は十分ある。ところで、韓非子解老第二十に、

馬車、軍之大用。

とあるが、馬への給水、糞除けを含む圉（養馬）やその補助は軍事と無関係とはいえない。こうした際改めて問題とすべきは、質となるのが同時に臣妾となるということがいつ生じたのかということである。春秋のもともとの質に、質となって行った国の臣妾になるといったことは想定しがたい。蓋しそれは質が賤しくなり、圉（養馬）といったことに従事させられるようになってからのことであろう。ここでは質_{II}臣妾が圉（養馬）といった面で軍事に関係するもの（少なくともその可能性をもつもの）たりえることになる。（現実には太子圉夫婦が圉やその補助者となつたかどうかは、この際副次的なことである。ここでは質_{II}臣妾がそうした可能性をもつに至つたことが重要である。）

さて、呉と戦つて敗れ呉に行った越王勾踐について、呉越春秋勾踐入臣外伝第七（以下、単に呉越春秋という）に、

越王勾踐、五年五月、与大夫種范蠡、入臣於呉。群臣皆送至浙江之上、臨水祖道。

とある。ここに越王がその大夫種范、范蠡とともに呉に行つてその臣となろうとしたことが示されている。しかし、国語越語下に、

（越王）乃令大夫種行成於呉。……呉人許諾。……令大夫種守於国、与范蠡入宦於呉。三年而呉人遣之。

とあり、韋氏解には、「宦、為宦隸也。」とあるが、種范は実際は行かなかつたと考えられる。越王は呉に行くにあたり、

今寡人冀得免於軍旅之憂、而復反係獲敵人之手、身為傭隸、妻為僕妾。

といい、また、

今事棄諸大夫、客官於呉。

といっている。越王はその妻をともなつて呉に行つたのであるが、史記^{補遺}越王勾踐世家に、越王勾踐が呉に敗れ、大夫種に呉に和平を求めさせたときのこととして、種の言に、

君主亡民勾踐、使陪臣種、敢告下執事。勾踐請為臣、妻為妾。

とあるのをあわせ考えた際、臣が傭隸、妾が僕妾ともいわれたことがわかる。この傭隸（ただし、傭は戦国時代以降、代価を支払って人をやとうのをいう。この際はそうした意味はない。それだけにこの傭は他の文字の誤りであろう。）、僕妾といわれるものの具体像（の一つ）が、兩人が呉に行つてからの「仕事」の面に現われている。すなわち、

（呉王）夫差遂不誅越王。令駕車養馬、秘於宮室之中。

とあり、

呉王謂范蠡曰、：而子及主（勾踐を指す）俱為奴僕、来歸於呉。豈不鄙乎。（下略）

とあり、

（前略）呉王起入宮中。越王范蠡趨入室。越王服犢鼻、着樵頭。夫人衣無緣之裳、施左閔之襦。夫斫剝養馬、妻給水、除糞灑掃。三年不愠怒、面無恨色。

とある。これは越王夫婦が養馬（圉）の賤事に従つていたこと、及びその夫を奴僕といつていたことを示している。こうした養馬は軍事にかかわるものとなりえる。

このように見てくると、越王の場合についていう限り、臣妾は汎称で、やや具体像を示すものに僕妾、奴僕といったものがあり、その具体的な職分として養馬（圉）などがあったということになる。なお、こうした養馬などの臣（妾）の職分は必ずしも固定化したものではなく、ある程度の流動性があったであろう。

ちなみに、もともと春秋時代の質は生活状態は安定していた。しかし春秋末期の越王勾踐（在位前四九六―六五年）夫婦の生活はすでに見たとおり劣悪であった。さて、呉越春秋には、「而子及主俱為奴僕、来歸於呉。豈不鄙乎。」とあるのに続いて、吾欲赦子之罪。子能改心自新、棄越歸呉乎。

とあり、続いて、

范蠡対曰、臣聞、亡国之臣、不敢語政。敗軍之将、不敢語勇。臣在越不忠不信。今越王不奉大王命号。用兵与大王相持。

至今獲罪、君臣俱降、蒙大王鴻恩、得君臣相保。願得入備掃除、出給趨走。臣之願也。此時越王伏地流涕、自謂、遂失范蠡矣。呉王知范蠡不可得為臣。謂曰、子既不移其心。吾亦置子於石室之中。（下略）

とある。これは（一）越王が呉王の臣（としての奴僕）となったにしても、そこに越王と范蠡との「君臣」関係が残っていること

を示している。後代の臣妾にそうした類のことはない。そうした点で右は後代の臣（としての奴僕）よりは古い用法であることを示している。一方、(二)そこに見える君臣關係の臣、呉王が范蠡をそれとしようとした臣は後代一般に用いられる臣の用法に連なるものである。そうした点を考えると、右の臣の用法には二重性があるということになる。

いままで見てきた臣妾のうち、捕虜は終身隸属的身分にあるものであるが、質たるものは終身隸属的身分にあるとはいえない。ところで、尉繚子武議第八に、

凡兵不攻無過之城。不殺無罪之人。夫殺人之父兄、利人之財貨、臣妾人之子女。此皆盜也。故兵者所以誅暴乱、禁不義也。とあるが、これは戦国時代になっても捕虜が臣妾となることのあるのを示している。しかし質が臣妾となることはのちには見当らなくなる。

ところで、左氏伝昭公七年（前五三五年）の伝に、楚子が即位して王となつてからのこととして、

及即位、為章華宮。納亡人以実之。（芋尹）無宇之闖（門番のこと）入焉。無宇執之。有司弗与。曰、執人於王宮。其罪大矣。執而謁諸王。

とあり、無宇がそれに対し、

（前略）故詩曰、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣。天有十日。人有十等。下所以事上、上所以共神也。故王臣公。公臣大夫。大夫臣士。士臣阜。阜臣輿。輿臣隸。隸臣僚。僚臣僕。僕臣台。馬有圉。牛有牧。以待百事。今有司曰、女^{（テシシ）}胡執人於王宮。若從有司、是無所執逃臣也。逃而舍之。是無陪台也。王事無乃闕乎。（下略）

といっている。この無宇の意見に対し、

王曰、取^{（テシシ）}而臣以往。盜（王自らをいう）有寵。未可得也。

とある。この記事はいくつかの重要なことを示している。つまり、(一)君王も亦亡命者を自己のもとに招き入れるような状態が生じたこと、(二)私有の闖が臣ともいわれたこと、(三)右文を通観した際、右で陪從の最下位とされている台もその上位の阜、輿、僚、僕、また（十等といったことを強調したためその外にはみでているけれども）圉、牧の類も亦何れも臣の一種であること、を示している。なお、右の輿は、さきに見た輿人とは身分上の基本性格が違うことになる。本来輿人の輿はこしのことなのであろうが、こしは庶民出身の役人でも身分的に終身人に隸属しているものでもかつぎえる。そうしたものであるだけに、

兩者について輿の文字が用いられても別に異とするに足りない。問題はそれぞれがどのようなものとして用いられているかを判別するにある。

右の(二)、(三)は臣妾が圍に止まらず、広く私人の私従を含むべきを察せしめるに足る。いまそれが私家にだけいるのではなくて、当然のこととして官家にもいたことを見てもよい。(一)はそれを自ら物語っているが、他に若干の例をあげると、さきに見た越王勾踐や太子圉をめぐる記事はそれを察しめるに足ろう。また、左氏伝隠公五年(前七一八年)の伝に、隠公が捕魚を見に棠へ行こうとしたが、そのとき臧僖伯が諫めた言葉をのせている。そこに、

若夫山林川沢之美、器用之資、早隸之事、官司之守。非君所及也。

とある。会箋はこの早隸を「至賤者」としているが、これは官家にそうしたもののいたことを自ら物語っている。左氏伝襄公二十一年(前五五二年)の伝に、

(前略)武仲曰、：庶其(もと邾の大夫)竊邑於邾、以来。子(司寇威武子のこと)以姬氏妻之、而与之邑。其從者皆有賜焉。(カクノゴトキ)若大盜(庶其を指す)礼焉以君之姑姉与其大邑。其次早牧輿馬。其小者衣裳劍帶。是賞盜也。(下略)

とあるのは、そうした官のものが私家に下賜されることのあったのを示すものである。

さて、時代が降るにつれ、臣妾には質が見えなくなるが、その反面、社会的経済的没落者が多く入ってくる。さきの(一)はそれを示唆するところがあるが、戦国策巻三に、

韓魏父子兄弟接踵而死於秦者百世矣。本国残、社稷壞。：父子老弱係虜、相隨於路。：百姓不聊生、族類離散、流亡為臣妾、滿海内矣。

とあり、商君書錯法第九に、

同列而相臣妾者、貧富之謂也。同夷而相并兼者、疆弱之謂也。

とあるのもそれを示している。また、左氏伝昭公三年(前五三九年)の伝に、

非叔向曰、：雖吾公室、今亦季世也。戎馬不駕、卿無軍行、公乘無人、卒列無長、庶民罷敝、而宮室滋侈。：樂郤胥原狐統慶伯、降在早隸。(下略)

とある。この会箋に「欒卻等皆氏族。非姓也。原氏即先氏。統与狐同宗。而各為氏。此八国之先、欒卻胥原狐五氏、皆卿也。

統簡伯慶鄭伯宗三氏、皆大夫也。王符曰、卻氏欒氏狐氏、皆晉姬姓。以王説証之。八族皆姬姓也。」とある。また国語周語下に、

(前略) 故亡其氏姓、踏斃不振。絶後無主(祭主をいう)、堙替隸圍。

とあるが、その章注に、「隸、役也。圍、養馬者。」とある。右の四記事は相まつて臣妾に社会的経済的没落者が入っているのを物語っている。

この際注目すべきは、恐らくやや時期が遅れていることであろうが、それが終身たるべき犯罪没官人が臣妾のなかに見えるようになることである。呂氏春秋精通に、

鐘子期夜聞擊磬者而悲。使人召問之曰、子何擊磬之悲也。答曰、臣之父、不幸而殺人。不得生。臣之母、得生而為公家為酒。臣之身、得生而為公家擊磬。臣不覩臣之母三年矣。昔為舍氏觀臣之母。量所以購之、則無有。而身固公家之財也。是故悲也。

とある。この記事は連座によつて臣妾が生ずべきを示している。そこに犯罪者本人が臣妾となる場合のあることを想定しても別に無理ではなからう。こうした臣妾は当然終身とならう。なお、前引の尚書費誓の疏に、「有無余刑非殺」について、

正義曰、…言刑者、非一、謂合家尽刑之。王肅云、汝則有無余刑、父母妻子同産、皆坐之、無遺免之者。故謂無余之刑。然入於罪隸、亦不殺之。鄭玄云、無余刑非殺者、謂奴其妻子、不遺其種類。在軍使給廝役。反則入於罪隸春臬、不殺之。

(下略)

とあるが、何れにしてもこの犯罪者に連坐するものは終身刑とすべきであろう。

ところで、墨子天志下第二十八に、

今是大国之君、囂然曰、吾処大国、而不攻小国、吾何以為大哉。…以攻無罪之國、入其边境、刈其禾稼。…民之格者勁殺之、不格者則係繫而婦。大夫以為僕圍胥靡(築城などに使う)、婦人以為舂簋(官の穀物を臼でついてもみながらをとったり、官の酒づくりを使う)。

とある。この胥靡については、旧来詳しく論ぜられているが、問話に、「晋灼云、胥、相也。靡、隨也。古者相隨坐輕刑之名。荀子儒效篇楊注云、胥靡、刑徒人也。胥、相靡繫也。謂鍊相駢相繫。…顔師古曰、駢繫使相隨而服役之。猶今囚徒以鍊連枷

也。」とある。これは捕虜の男子を僕圉や胥靡とし、女を春酋とするというのである。この天志下は墨子諸篇の製作年代からいうと末期のもので、前四世紀末から秦帝国成立（前二二一年）の第三段階にやや遅れながらも、これと併行しつつ、秦帝国の盛期（下限は前二一〇年）にかけて著作された、といわれる。こうした僕圉、胥靡、春酋も亦臣妾に入るといえよう。しかし、胥靡には犯罪没官人がなることもある。韓非子六反第四十六に、

刑盜、非治所刑也。治所刑也者、是治胥靡也。故曰、重一姦之罪、而止境内之邪。此所以為治也。
とあり、韓非子解老第二十に、

胥靡有免。死罪時活。（然ルニ）今不知足者之憂、終身不解。

とあるのは相まってそれを示している。そうしたことは同じ臣妾のなかにあつて、同一職分がある特定の来源のものに限定されることなく、そこに流動性のある場合のあつたのを察せしめるのであろう。

ちなみに、商君書壘令第二に、

(A)以商之口數、使商、(B)令之厮輿徒重者、必当名。

とある。この記事は難解であるが、商君の流れを汲む人々が開墾をすすめ商をおさえることを主張したものの一部である。徒は従者、重は一応輜重（物の輸送）にあたるものと解しておく。(A)は商そのものについて、その商人の数だけ商人を官で使う（つまり、商人をすべて官で使う）べきをいっただけのものであり、(B)は商に属していろいろな職分をもっているものを徴発し、それぞれの名（職分）にあてる、といった意味に解してほば誤りなからう。何れにしても商にもまたそれに属する臣（妾）がいたのを自ら物語っているものであろう。

論を進めよう。いままで臣妾について、少なくとも戦国時代それが犯罪没官人、捕虜、没落者に来源をもつものとして現われてきたことを述べた。それらは当然終身その身分にある。例えば前引の韓非子解老篇に見えるのはそれを裏から示しているところで、汎称としての臣妾という名称は、のち汎称としての奴婢という名称にとつて代わられる。この点はつとに指摘されている。いまここでそれに関する二つの史料をあげて見よう。史記増補、龜策列伝の褚少孫の補記に、

卜有賣若買臣妾馬牛。

とある。一方、漢書九十九王莽伝中に、

春秋戦国時代の隷屬者をめぐって

春秋戦国時代の隷屬者をめぐって

置奴婢之市、与牛馬同蘭（おり）。

とある。この臣妾と奴婢とは同一のものを指しているに相違ない。

ところで、漢時代以降の奴婢の場合、すでに何度か述べたところであるが、現実に経済的没落者が私家に入って奴婢などよばれることが多かった。しかし、国家権力はそれを否定している。それだけに、少なくとも建前上奴婢は犯罪没官人、捕虜とそれらの子孫ということになる。

ちなみに、漢書禮書晁錯伝に、晁錯が徒民による辺境充実策を述べているが、そのなかに、

（前略）不足、募以丁奴婢贖辜及輸奴婢、欲以拜爵者。

とある。ここに奴婢が罪があるものとされているが、奴婢が犯罪没官人、捕虜からなるとすれば、そうしたことがあつても別に不思議はなからう。

五 秦の隷臣妾、臣妾について（摘要）

秦の私家にある臣妾は、商鞅の改革のころまでは没落者を主としたものであろう。商鞅の改革時にあつても旧来のそうした臣妾をすべて官に収めるとか解放させるとかいったことは恐らく不可能であつたであろうが、何れにしてもその家の爵位に応じて臣妾をもつことを認めている。以後も現実に没落者が私家に入つていったことであろうが、睡虎地秦墓竹簡（以下、竹簡という）の示すところでは、個人間の質入れを禁止している。それだけに、少なくとも建前上没落者を新たに私家の臣妾とすることは禁止されていたとすべきである。こうした建前は漢の私家の制度的奴婢にも適用される。

さて、竹簡には官に属する隷臣妾が屢々見える。竹簡の法律答問に、

盜及者（諸）宅罪、同居所当坐。可（何）謂同居。戸為同居、坐隸。隸不坐戸謂殿（也）。

とあるが、この隸は私家にある臣妾のことである。官に属するのは隷臣妾であるが、そうすると両者はともに隸ということになる。

すでに右のような臣妾や隷臣妾についての私見を述べたことがあるが、その際臣妾と隷臣妾との区別を明確にしていなかつたところがあつた。その補訂は別に行うこととし、本節はいままで右の両者について殆どふれなかつた一、二の点を簡単に述べる。

まず、臣妾、隸臣妾の職分についてであるが、すでに見てきたように、秦以外における臣妾は官にあって養馬、磬擊ち、築城、臼づき、酒づくりといった「雑役」をつとめている。それだけに秦における隸臣妾は官の「雅役」をつとめるもの（ときとして、他の刑を加重されることもある）、私家の臣妾は私家にあってさまざまの「雑役」をつとめるものとして大過なからう。竹簡の倉律に、

隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾二石半。其不從事、勿粟。

とあるが、この隸臣妾の官府での服事は官の「雑役」に服したものと考えて大過なからう。なお、浜口重国氏は、漢時代の刑としての隸臣妾の職分について、城旦や鬼薪刑のような特定の刑役と違い、官において雑用に駆使するものであったと見て殆ど誤りないのではあるまいか、としておられる。この推定は蓋し正確さをもつと思われる。つまり、職分についていえば、その隸臣妾は旧来の臣妾の職分の「継承」として理解できよう。

つぎに、秦の隸臣妾、臣妾の政治的身分であるが、秦時代にあつては有爵者がいる。これは就官資格をもつものであるが、そのなかには現に就官しているものもある。その下が軍士たるべき士伍である。この士伍は庶人II庶民でもある。竹簡軍爵律に、

欲婦爵二級、以免親父母為隸臣妾一人、及隸臣斬首為公士、謁婦公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以為庶人。

とある。公士は第一級の爵である。これから窺えるように、隸臣妾は士伍II庶人の下にある。臣妾も亦隸臣妾と同様に考えて差支えなからう。

ちなみに、漢時代の政治的ヒエラルキーは、右の「有爵者—士伍—庶人—隸臣妾（臣妾）」といった政治的ヒエラルキーとはややズレている。すなわち、同時代士伍が庶人であることに変わりはないが、そうした士伍—庶人には（いわゆる民爵の）有爵者と無爵者とがある。一般的にいうとそうした庶人—士伍は（いわゆる）民爵をもちえ、また（庶人在官として）官人になりえる可能性をもっている。しかし、官人が免官されて庶人となった際禁錮をともなっている。（その禁錮が解け、従つて再び官人になりえるのは赦などにあつたときである。）こうした禁錮の場合、たとえ庶人であっても一般的な庶人とは違う政治身分上の制約を受けていることになる。ところで、庶人には農民（、免官されたもの）のほかは商、工がいる。商は漢時代禁錮されて官人となりえぬ期間が長かつた。その際、庶人であっても免官されて庶人となっているものと同様政治身分上の制約

を受けている。(恐らく工も商と同様であったのであろう。また、商、工は士伍ではなかったであらう。)⁽¹⁶⁾ なお、漢時代隷臣妾(臣妾)といった身分上の称呼は消えており、官私⁽¹⁷⁾の奴婢がそれに代るものとして現われている。

むすび

本稿ははしがきで述べたような視点から問題を追求したものである。いままでに明らかにしたこと⁽¹⁸⁾の要点は、若干の補足をして述べる⁽¹⁹⁾とほぼつぎのようである。

(一)氏族制の崩壊過程、その崩壊、不可避的な軍国体制推進といったなかで、諸侯が領土内の男女を個別的直接的に把握する体制が強化されてきた。それは各国において軍役を含む全徭役量が増大したことをも意味する。

(二)その役を主として負担するのは(国城の規模の拡大に相応じて次第に国城内にも住むようになった)農民と官に属する隷屬者⁽²⁰⁾とである。農民がすべて均質的に軍役を含む役をかけられる形は、周礼に投影されている。

(三)左氏伝に見える輿人は、国と地方(郷大夫の邑を含む)とから徴発された農民で「雑役」にあたるが、軍事に際しては輜重⁽²¹⁾などのことに任ずる。

(四)春秋戦国時代の臣妾は官私に属するものの汎称であるが、早い時期には官に属して軍事に關係する形の職分をもつもの、他国に質となるものがいた。また臣妾はその職分によって早、輿、隸、僚、僕、圉、牧などもよばれていた。

(五)官の臣妾の来源として捕虜(やその子孫)と、春秋のある時期以降に、他国に質となったものが考えられる。前者の臣には、軍兵的性格をもつものがおり、後者にも軍事に關係するもの(少なくともその可能性をもつもの)がある。前者の隷屬身分は終身であり、後者のそれは質となつている期間だけである。のち後者は見当らなくなるが、他方、社会的経済的没落者・犯罪没官人(やそれらの子孫)が臣妾に加わつた。(臣妾たる胥靡の来源として、捕虜と犯罪没官人とがある。)

(六)私家の臣妾は官の臣妾を下賜されたもの(、その子孫)や没落者の入つたもの(、その子孫)であらう。

(七)臣妾はのち奴婢の名でよばれるようになるが、漢時代の臣妾は犯罪者の刑の一つ(蓋し、官の「雑役」をつとめるもの)となる。この刑名もやがて消えて行くが、これは徭役体系の整備強化と関連すると思われる。

(八)竹簡に見える私家の臣妾、官の隷臣妾はともに「隸」であるが、何れも終身「雑役」をつとめるものである。秦の臣妾、

隸臣妾の政治的身分は、「有爵者（有爵たることによる就官者を含む）―士伍―庶人（＝庶民）」のヒエラルキーの下に位置するものである。国家の建前上、貧窮者が私家に入って（制度的な）臣妾となるのは否定されていた。

註

(1) 輿人、臣妾（・隸臣妾）に関する近年の研究として、宇都木章氏、「輿人考」（『三上博士頌壽記念論集』所収）、榎山明氏、「秦の隸屬身分とその起源―隸臣妾問題に寄せて―」（史林六五（一六））がそれぞれあげられる。旧来の諸研究はそれらによつて知ることができる。それらは共に力作であり、益をえたが、私見はそれらと違うところがある。

なお、以前発表した私見で本稿で述べるところと違っている点は、本稿の方をとるものとする。

(2) 拙著、『魏晉南朝の貴族制』参照。

(3) 赤塚忠氏、「書経」（『中国古典文学大系1』所収）参照。

(4) 拙稿、「漢時代の算賦をめぐって」（『三上博士頌壽記念論集』所収）参照。

(5) 質については、小倉芳彦氏、『中国古代政治思想研究』1徳・略・質・夷参照。

(6) ちなみに、左氏伝哀公二年（前四九三年）の伝に、

（前略）簡子誓曰、…在此行也、克敵者、上大夫受臬、下大夫受郡、士田十万、庶人工商遂、人臣隸圉免。
とあるが、この人臣隸圉は庶人工商の四字に対したもので、その人臣と隸圉とは同一内容と考えて差支えない。

(7) ちなみに、左氏伝襄公二十一年（前五五二年）の伝に、「臣戮余也」とある。これは臣（妾）が本来なら殺すべきものであるが、死一等を減じて奴隸の身分に落したものであるのを示す証拠とされている。この説は広く用いられているようである。しかし、これは樂盈がその父樂驚の罪が戮に当る。己はその子であるだけに戮余たるべきであったもので、その臣（盈自身）は天子の陪臣（またけらい）としての臣である。臣妾の臣とは直接的関係はない。

(8) 渡辺卓氏、『古代中国思想の研究』第三部墨家の集団とその思想参照。

(9) 左氏伝襄公九年（前五六四年）の伝に、

子襄曰、…晋君類能而使之。拳不失選、官不易方。其卿讓於善。其大夫不失守。其士競於教。其庶人力於農穡。商工阜

隷不知遷業。

とある。会箋に、「早隷、賤官。」とあるが、この早隷はいまとりあげている臣妾にあたる。この遷業がないというのは、臣妾そのものとしての職分が変らない(続く)ということである。

(10)宮崎市定氏、「東洋的古代」(『アジア史論考中巻』所収)参照。

(11)註(2)参照。

(12)なお、竹簡のなかの卜筮の書には、特定の日に生れた子について、男子が人臣になり、女子が人妾になるから挙げてはならない(育ててはならない)、といったことが見える。しかしそれはもともと卜筮のなかに見えるものであり、本文で述べたところを否定するものではなからう。

(13)拙稿、「七科讎をめぐって」(九州大学東洋史論集11)参照。

(14)註(1)榎山氏論文参照。

(15)浜口重国氏、「漢代に於ける強制労働刑その他」(『秦漢隋唐史の研究』所収)参照。

(16)拙稿、「漢時代の賤民、賤人、士伍、商人」(九州大学東洋史論集7)参照。

(17)この点は徭役制度の整備強化と関連があると考えられる。これについては別に論ずる。

補(1)五井直弘氏、「中国古代の城」参照。

補(2)こうした都鄙の用法については、松本光雄氏、「中国古代文化の邑と民・人との関係」(山梨大学学芸学部研究報告3)

参照。